

商品中古自動車の自動車税（種別割）減免について

中古自動車販売業者が所有する「商品中古自動車」には、申請により自動車税の種別割が軽減（減免）される制度があります。

1 減免の対象となる自動車（商品中古自動車）とは

「商品中古自動車」とは、下記(1)、(2)のいずれの条件も満たす自動車をいい、4月1日現在において「商品中古自動車」であることを一般財団法人 日本自動車査定協会により証明された自動車が減免の対象となります。

【ご注意ください！】

令和4年4月1日から、申請にあたって必要な一般財団法人 日本自動車査定協会の発行する「商品中古自動車証明書」の証明手数料の価格が改定されています。詳細は「5 商品中古自動車証明書の申請手続」を参照してください。

- (1) 中古自動車販売業者（減免申請者）が、4月1日現在、**商品として所有し、かつ、展示し、道路運送車両法第4条に定める登録を受けている自動車であること。**

注意 新規登録（新車、中古車とも）した自動車、社用車、試乗車、代車、レンタカーなどは商品中古自動車に該当しません。

- (2) 4月1日現在、**所有者、使用者がともに減免申請者（古物商許可証の名義人）と同一名義で登録されている自動車であること。**

2 減免を受けることができる中古自動車販売業者

下記(1)～(3)のすべての条件を満たす中古自動車販売業者（減免申請者）が対象となります。

- (1) 4月1日現在、**減免申請者が古物営業法第5条第2項に基づく古物商許可証の交付を受けていること。**

- (2) 減免申請者が**納税義務を負う全ての自動車**の自動車税の種別割（延滞金を含む）を、**5月末日現在滞納していないこと。なお、本年度分の自動車税の種別割については、納期限内に納付していること。**

注意 納期限内に納付されていない自動車が1台でもあった場合には、全ての申請自動車の減免が受けられません。

- (3) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられたり、法第22条の28第1項の規定により通告処分を受けた方は、それらの刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
また、地方税法の滞納処分を受けた方は、当該滞納処分の日から2年を経過していること。

3 減免額

自動車税の種別割**年税額の12分の3（3ヵ月分）**に相当する額

※ ただし、月割税額となる場合は、その範囲内。

4 減免の手続

- 【申請先】 課税された県税事務所
※ 複数の減免対象自動車に所有している方で、課税県税事務所が異なる場合には、それぞれの県税事務所へ申請してください。
- 【申請期限】 **納期限前7日まで**（令和6年度の場合、5月24日（金）まで）
- 【提出書類】
- ①商品中古自動車に係る自動車税（種別割）減免申請書
 - ②商品中古自動車証明書（**事前に下記5の証明書の交付を受けてください。**）
 - ③当該年度の**全て**の自動車税（種別割）納税通知書の写し
（減免申請自動車だけではなく、申請者名義の自動車全て）
 - ④古物商許可証の写し
 - ⑤4月1日後、申請時までに対象自動車を売却等した場合は、当該事実を証する書面
（月割納付の場合、抹消登録証明書の写しを添付してください。）

5 商品中古自動車証明の申請手続

- 【申請先】 一般財団法人 日本自動車査定協会 和歌山県支所
和歌山市湊1106番地-11 TEL 073-422-5611
※ 証明手数料（**申請車1台につき500円、別途消費税が必要です。**）
- 【申請期限】 **4月1日から4月30日まで（土日、祝日を除く。）**
- 【証明書発行時期】 自動車税種別割の納期限前10日まで
- 【提出書類】
- ①商品中古自動車証明申請書
 - ②自動車検査証の写し（**電子車検証の場合は、同時に交付される自動車検査証記録事項の写し**）、登録事項等証明書（4月1日に運輸支局が発行する現在証明）の写し
 - ③古物商許可証の写し
 - ④古物台帳の写し又は在庫台帳の写し

6 現地調査ご協力をお願い

県税事務所では申請自動車の展示状況や古物台帳等の確認のために現地調査を行っておりますので、ご協力をお願いします。（調査にご協力いただけない場合は、承認できない場合があります。）

また、一般財団法人 日本自動車査定協会が証明申請書提出後に現地調査にお伺いする場合がありますので、ご承知おきください。

7 商品中古自動車の減免に関するお問い合わせ先

- | | |
|----------------------|--|
| 和歌山県税事務所
自動車税・間税課 | （管轄：和歌山市・海南市・海草郡）
TEL 073-441-3409 |
| 紀北県税事務所
課税課 | （管轄：岩出市・紀の川市・橋本市・伊都郡）
TEL 0736-61-0067 |
| 紀中県税事務所
課税課 | （管轄：有田市・御坊市・有田郡・日高郡）
TEL 0737-64-1260 |
| 紀南県税事務所
課税課 | （管轄：田辺市・新宮市・西牟婁郡・東牟婁郡）
TEL 0739-26-7937 |